



ロータリー...
変化をもたらす

WEEKLY 原点にかえり、まず行動を！ 週報 No.1850

鹿児島中央ロータリークラブ



1977年1月10日創立

平成29年11月20日 第1877回例会

2017~2018年度 国際ロータリー会長 イアンH. S. ライズリー

●会長 青崎 彰 ●副会長 池畠 泰光 ●幹事 小福田 博 ●編集 広報・雑誌・IT委員会 (公共イメージ)

四つのテスト 言行はこれに照らしてから ① 真実かどうか ② みんなに公平か ③ 好意と友情を深めるか ④ みんなのためになるかどうか

本日のプログラム 会員卓話 = 石塚 俊雄君 「米山奨学金について」

11月 ロータリー財団月間

前回例会出席率 66.00%

会長の時間

青崎 彰

日本ロータリー史

三井物産の子会社で東洋綿花(現トーマン)のアメリカ・ダラスの社長に東京高商(現一橋大)卒の福島喜三次氏が居た。その部下にウィリアムという人がいて、ダラスRCの会員になっていたが、ウィリアム氏がドイツに帰国後に福島氏(以下敬称略)が正会員となった。1918年第一次世界大戦の勃発で福島は日本に帰国することになったが、ダラスの会長から東京にRCを設立したらと言われ、しぶしぶ引き受けて帰国する。



1920年1月ダラスの会長がRC連合会の特別代表の申請を為し、東京にクラブを設立する全権委任状を福島に送ってきた。三井物産の子会社の社長では東京RCの実現は困難と、頼み込んだのが旧知の三井銀行常務の米山梅吉である。上海RCに在籍していた太平洋航路の横浜支店長のジョンストンがRCとの手続きを、人選は米山、雑務は福島が分担し1921年10月に米山会長、福島幹事で創立された。(東京RCの誕生)

東京RCで3回幹事をしただけで福島は三井物産大阪支店へ転勤となる。格の違った財界人の中で小さくなっていた福島は大阪では水を得た魚のように動いた。野村銀行(現りそな銀行)の星野頭取を訪ね、大阪にRCの設立の要望を伝えたところ、

星野はRI本部に赴き全権委任を受け1922年大阪RCを設立。大阪大丸社長の露口四郎氏は創立後4年副幹事を、その後13年間幹事を務め、今の例会、会報の形を作った。(大阪RCの誕生)

東京RCの会員選考が極めて厳格で超一流人である上に英語が話せる人という条件があり、ロータリー定款細則にも関心が薄く、出席も悪かったのでクラブの存続が危ぶまれた。こんな時に関東大震災(1923年9月)が起こり東京・横浜が壊滅したとの報が流れるや、直ちにRI始め、シカゴ、サンフランシスコ、ニューヨーク等のRCから89,000ドル(現在の価格で14億円相当)が東京RCに送られた。

東京RCでは、この義援金を東京・横浜の小学校の再建や、被災者救援などに使うとともに、この世界のRCからの奉仕活動に具体的に接し、ロータリーの思想・活動について猛省が行われた。翌年1924年11月14日の臨時総会で、月1回例会の特権を放棄し、標準定款を採用して毎週1回例会を開くことを決定し、会員もよく出席するようになった。(東京孤児院に新築1棟を寄付。社会奉仕事業の始まり)

シカゴの創始者ポール・ハリスは有名だが、大阪RCの事実上の生みの親であり、関東大震災の時にRIの幹事で多額の寄付金を送ったチェスリー・ペリーはロータリーの建設者と呼ばれる。全米に16クラブを作り、その連合会の組織編制に成功、ポール・ハリスを初代会長に、1910年から1942年まで32年間、自分は幹事・事務総長となって、RI発展の基礎を築いた。

会員卓話「相続の基礎知識」

■田中 和俊

今年度の会員卓話は「相続シリーズ」ということで、前回9月4日の例会で士業によるフリートークで相続にまつわる実務上のお話しをしていただきました。今回はその第2弾ということで、相続の基礎知識をお話ししたいと思います。



1. 相続とは何か

自然人の財産法上の地位を「特定の者」に承継させること。民法改正により、その「特定の者」の対象が変化してきた。亡くなった人のことを「被相続人」という

2. 相続の開始→死亡による、死亡年月日が相続開始の日推定と入る場合も。

- ① 自然死亡
- ② 擬制死亡(失踪宣告)
家庭裁判所での手続き。普通失踪(7年)と特別失踪。(危難が去った後1年)

3. 相続財産の分け方

- ① 相続人の確定(相続放棄はないか)
被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本、相続人の戸籍謄本(印鑑証明書)
- ② 相続財産の特定(預貯金・有価証券、不動産、動産
経営する会社の株式など)

- ③ 遺言書の有無
- ④ 遺産分割協議
- ⑤ 遺産分割協議が成立しない場合→遺産分割調停
- ⑥ 遺産分割調停が不成立の場合→遺産分割の審判
- ⑦ 預貯金の解約や不動産の登記手続きなど実際の遺産分け。

⑧ 相続税の申告は相続の開始を知ってから10か月以内となっている。

まとまらなかった場合、未分割の財産として法定相続分で取得したとみなして申告する。後にまとまれば修正申告できる。所得税の準確定申告が4か月以内。

4. 相続法について

- ① 旧民法(明治31年7月16日から昭和22年5月2日まで)
→家督相続 戸主の地位とそれに付着する権利義務を「嫡出子長男子」が単独で相続するのが原則。
遺産相続 戸主以外の家族の有する財産を、最近親の直系卑属に承継させる制度。直系卑属間では平等。
- ② 応急措置法(昭和22年5月3日から昭和22年12月31日まで)
- ③ 新民法(昭和23年1月1日から昭和37年6月30日まで)
- ④ 新民法(昭和37年7月1日から昭和55年12月31日まで)
- ⑤ 新民法(昭和56年1月1日から現在まで)
→第1順位 配偶者1/2 子1/2
第2順位 配偶者2/3 直系尊属1/3
第3順位 配偶者3/4 兄弟姉妹1/4
※法定相続分の改定、兄弟姉妹が相続人の際の代襲者制

例会場 山形屋7F社交室

例会日 毎週月曜日

事務局

F:092-0828 鹿児島市金生町3-13-5F
TEL:099(223)9366 FAX:099(239)3504

メール kchuorc@bi.wakwak.com
ホームページ http://kagoshimachuo-rc.jp/

限、寄与分制度新設遺留分改訂。

※嫡出子と非嫡出子で相続分は同じになった。父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1というのは改正されていないことに注意。

- ・内縁関係の配偶者は相続人にはならない。遺したければ遺言で遺贈をする。
- ・他人の普通養子となった子も相続人となるが、特別養子は相続人とならない。
- ・配偶者の子でも養子縁組をしていないと相続人とならない。
- ・胎児も相続人となる。法定相続分でなら登記も可能である。遺産分割は不可。

5. 代襲相続

- ・代襲相続になれる人→①被相続人の子の子 ②被相続人の兄弟姉妹の子
- ・代襲相続人になれる人→①被代襲者の配偶者および直系尊属
- ・養子縁組前に生まれた養子の子は代襲相続人になれる。養子縁組後に生まれた養子の子は代襲相続人となる。
- ・兄弟姉妹に再代襲はないので、甥姪の子が代襲することはない。

6. 遺言（普通方式）

- ①自筆証書遺言→全文、日付、氏名を自書し、押印が必要。家裁の検認必要。
- ②公正証書遺言→証人2名、公証人作成。再発行でき

る。

③秘密証書遺言→署名押印、封筒に入れ封印。公証人、証人2名。

※できるだけ公正証書遺言を作成したい。

7. 遺産分割

未成年の子がいる場合は、親と子の権利が利益相反になるので特別代理人選任。

- ①現物分割 現物のまま分割する。不動産ごとに分けるなど。
- ②代償分割 特定の相続人が特定の遺産を取得し、その代償としてその相続人が「自己固有」財産を他の相続人に与えて分割する。
- ③換価分割 遺産を売却し、それによって得た代金を共同相続人が分配する。

※相続税等の事情もあるだろうが、今後のトラブルを考えれば共有は避けたい。

8. 相続放棄

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申述する。自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にしなければならない。相続放棄したものがいる場合、いろいろな手続きには相続放棄申述受理証明書が必要となる。

9. 遺留分

兄弟姉妹以外の相続人は遺留分権利者。法定相続分の1/2、直系尊属のみが相続人の場合は1/3。原則、相続を知ってから1年以内に遺留分減殺請求する。

ラウンドテーブル 担当：ロータリー情報委員会 日時：11月13日(月) 18:30～ 場所：ごはんのじかん
参加者：青崎・池島・丸山・丸元・橋元・宇都・竹田・稲留・川路 計9名

スマイル・ボックス

- 丸元 貞夫君／結婚祝、有難う御座居ます。此の11/3で、53周年になります。2人共、元気です。ダイヤモンド婚に向けて、今後共、ますます公私共に頑張ります。
- 丸山 修君／本日のラウンドテーブルの担当は、ロータリー情報委員会です。「ごはんのじかん」にて開催されます。会員の皆様一緒に盛り上がりましょう。多数の皆様の出席をお待ちしています。
- 稲留 宏君／お久しぶりで申し訳ありません。24回目結婚祝い有難うございます。年々ゴージャスなお祝いも出来

なくなり大きな声で「ありがとう」と伝えることにしています。本日ラウンドテーブルin「ごはんのじかん」です。黒豚・かんぱち・しゃぶしゃぶ祭りです。沢山のご参加お願い致します。重ねて忘年会等ご予約承り中です。皆様のお力で2018年を迎えさせていただきます。

●新納 薫君／11/2私にとって三人目の孫(男の子)が生まれました。一時保育器に入り心配しましたが今は元気です。今後の健やかな成長を祈りスマイル致します。

●是枝 良実君／結婚記念日のお祝いありがとうございます。35年経ちました。今年の記念日は釣りに行き大漁でしたが、妻は後始末でゴキゲンナナメでした。

11月13日のスマイル 小計 13,000円 2017~2018年度 累計 368,966円

- ロータリーソング：「それでこそロータリー」
- 職業宣言唱和：3・4
- 食事：洋食 ル・ドーム・「本日の演奏」
- 会長の時間：会長 青崎 彰君
- 結婚記念日お祝い：丸元 貞夫君（3日）是枝 良実君（3日）
重久 善一君（6日）
- 会務報告：幹事 小福田 博君
- 1) 本日の配布 ①ロータリーの友
- 2) 年次総会一ヶ月前になりましたので、クラブ細則第3条第1節の規定により理事役員の指名を求めます。よろしくお願致します。
- 3) 忘年家族会について（今週中FAXします。）
日時：平成29年12月10日（日） 18：30～
場所：リバティークラブ
※早めの出欠回答をお願い致します。
- 4) 来年1月29日（月）の職業奉仕賞授賞式について、候補者推薦用紙を本日配布しております。適格者がおられましたらご記入の上、是非事務局までFAXにてご連絡ください。
- 5) 佐土原ロータリークラブ 創立30周年記念式典・祝賀会のご案内
日時：平成30年2月25日（日） 11：00～
場所：シーガイアコンベンションセンター

第1876回例会記録

11月13日(月)

登録料：10,000円（同伴者5,000円）
参加される方は平成30年1月30日（火）までに事務局までご連絡下さい。

6) 本日RT開催 18：30～ ごはんの時間
担当：ロータリー情報委員会

7) 次週11/20（月） 例会プログラム
会員卓話＝石塚 俊雄君
「米山奨学金について」

出席報告：出席委員会
スマイルボックス：親睦委員会
3分間情報：友の見どころ→広報雑誌・IT委員会
卓話：会員卓話＝田中 和俊君
「相続の基礎知識」

次回例会 平成29年11月27日(月)
国際奉仕フォーラム
セ釜山RCとのWCSIについて

出席報告	会員数	出席数	出席率
第1876回例会	56名	33名	66.00%
前々回(10月28日)の補正	56名	25名	52.08%